

第2回自治基本条例に関する小委員会会議録

日時：平成16年1月29日（木）

午後3時10分から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会副議長	田村恒夫	
	安塚町	安塚町議会議員	志賀賢一	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	太田修	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
	板倉町	板倉町議会議員	武藤和男	
	清里村	清里村議会副議長	中村良平	
	三和村	三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
	名立町	名立町議会副議長	秦野兵司	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	
	安塚町	雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村商工会会長	武田一也	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井純	
	柿崎町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	欠席
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村主任児童委員	松縄武女	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村商工会会長	塚原登	欠席
	板倉町	板倉町商工会事務局長	田中幹夫	
	清里村	清里村商工会会長	武田和信	
	三和村	三和村合併推進協議会委員	石塚賢	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平	
共通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博		

議 題

1 審議

(1) 審議内容について

(2) 自治基本条例の制定の目的について

2 その他

午後3時10分 開会

○山岸孝博委員長 それでは、これより第2回自治基本条例に関する小委員会を開催をいたします。

本日は、委員29名のうち27名のご出席でございます。上越地域合併協議会小委員会規定の第6条第2項の規定により、会議は成立をしております。

今回の議事録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規定第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規定第3条第2項の規定により浦川原村の武藤委員、それと大島村の早川委員をそれぞれご指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、事務局の方から連絡事項等がありましたらよろしく願いいたします。

○野澤朗事務局次長 よろしく願いいたします。

本日お手元に前回の議事録お届けをいたしました。ご確認をお願いいたします。なお、小委員会の日程の関係がございまして、できるだけ前日までに配付させていただきたいと思っておりますけれども、このようなことになりまして、当日で大変申しわけございませんでした。

それから、本日は次の会もでございます。4時半ほどをめぐりましてはご議論をいただければと思うところでございます。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 それでは、時間の方もないということでございまして、早速審議の方に入らせていただきたいと思いますと思っておりますが、先回吉川の橋爪委員の方からそれぞれの思いをということでお話がありました。後ほど進んでいく途中でまたお話があるかと思っておりますが、グループに分かれて議論する場面というのを今回つくらせていただきましたので、そのグループの中でお話をさせていただいた方がより話しやすいという部分もございまして、そのような形をとらせていただきます。

○
1 審議 (1) 審議内容について

○山岸孝博委員長 それでは、審議の方に移りたいと思っております。

本日は、次第のとおり審議内容についてということと自治基本条例の制定の目的ということで、少し内容の方にも入っていきたくと思っておりますが、(1)番の審議内容についてということで事務局の方から説明の方をよろしく願いいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、事務局からご説明をさせていただきます。また、あわせまして本日お配りしました資料についてもあわせご説明させていただきます。

資料1をお開きいただきたいと思います。これは、これから審議内容についてというところでご議論をいただくものでございます。検討シートとさせていただきます。左側縦に第1回小委員会でも出ましたご意見、さまざまなご意見をそれぞれの区分ごとに分けてございました。右側は条例をつくっていく際に検討していくいわゆる手順、これは今回住民がどうのというような部分は今省きまして、条例を議論する上での手順というふうにご理解ください。制定の目的、あり方、それから類型を議論し、構成はどういうふうにしたらよろしいのか。17項目、それ以外のものも含めて構成の議論、そして具体的な項目、これは条例の見出しということでございますけれども、そして5番目にまちづくりの基本理念、いわゆる条文前文、第1条に当たるものがこういうものかなと思っております。したがって、全体的な目的、あり方から条例のあり方、構成、項目、そして条文というふうには検討は通常進むというのが右側の図でございます。

今私どもどういう整理をしたかと申しますと、前回いただいた意見を大まかにまとめて、それぞれの委員の皆様方がイメージをしていらっしゃるこの委員会での到達目標、これを整理をいたしました。まずは、条例のあり方の検討ぐらいを一つめぐりにされているような皆様方があったら、ご意見はここに書いてあるようなご意見をもとに検討したわけでございますが、この回、5回を考えると、2回目、3回目、4回目ぐらいまでかけて十分に条例の目的、あり方等をご協議をいただき、類型について若干の協議の後、第5回に協議会への報告文案を審議していただくのかなと。すなわち、この自治基本条例、今後上越市でつくる自治基本条例の目的、あり方、類型、このぐらいをあと4回の中で議論するというのがこの1番、案の1でございます。

案の2につきましては、まとめたご意見はそこに書いてございます。これは、それよりももう一歩進んで構成まで議論するというところで今考えた場合のこの時間の使い方でございます、2回目、3回目、4回目ということでございます。

それから、具体的に自治体としての構成の基本とまちづくりの参加を条例で保障したいというようなご意見もございました。そこまで今回詰めるといういたしますと、具体的な見出しぐらいまでは議論をしなければならないということになるわけでございます。そうなりますと、なかなか制定の目的、あり方というよりは、むしろ技術的に既に条例をどうするかというご議論が2回目、3回目、4回目という形で進んでいくのかなというのがイメージでございます。

それから、案の4は、具体的な条文はいいのだけれども、条例のあり方と、そしてそこに定める第1条、前文に当たるような条文だけは議論したらどうかというようなご意見も一部あったように思っております。そういうことになりますと、2回目、3回目にかけて制定の目的、あり方、類型を検討した後、具体的な項目等を入らずに実際に条文にあらわすまちづくりの基本理念等をご議論するというようなパターンもあるのかなということでございます。

この資料は、きょう委員長の方のご指示もありまして、この会で議論を進めるとしたらどのような形になるか、類型別にしろというご指示もございましてつくらせていただいたものでございます。

資料2でございます。資料2につきましては、自治基本条例の類型ということで、これはさまざまなお議論はあると思いますが、現実的なところでちょっとご紹介をするものでございます。自治基本条例がおおむね三つのタイプがあるというのは前回も資料を出させましていただきまして、自治基本条例タイプというのは、もう全部をこの自治基本条例に定めるものでございまして、最高規範性を持つものでございますが、住民参加条例タイプ、いわゆる住民の参加制度を担保するというような条例も、呼ばれ方によりましては自治基本条例と呼ばれている場合もございます。は、理念条例ということで、具体的な制度等を書き記すのではなくて、住民の自治や住民参加のあり方などの理念を特化しまして条例に定めたものも、これもまた自治基本条例と呼ばれる、大きい意味では呼ばれております。

今の上越市の実態とこの三つのパターンから予想されます今後の自治基本条例のつくり方を下に図であらわしてございます。まず、上の方に書きました理念と住民参加制度を大きく分けまして、その住民参加制度の中にも前回ご紹介いたしましたとおり上越市にあるもの、ないものがございます。案の1は今あります住民参加制度のものもすべて一回廃止をして、制定時には一本にまとめて新しく理念も参加制度も全部そろえたフルセット型と申しますけれども、自治基本条例を制定するというのは、これ案の1でございます。案の2は、上の のタイプでございまして、理念条例として自治基本条例を定めるというのがこの案の2でございます。それから、案の3でございます。理念的なものをつくるのですけれども、あわせて上越市にない住民参加制度、これは具体的に言いますと、今住民投票条例は持ち合わせてございませぬ。そのようなものをここに別の条例でつくって、これらの住民参加制度の担保した条例と理念条例をあわせて、上越市は自治基本条例と呼ぶんだというのがこの案の3でございます。それから、案の4でございます。案の4は、上と同じなんでございますけれども、住民参加制度はまた住民投票条例とは別につくるのですけれども、呼び方としては、理解としては理念の部分だけを住民自治基本条例と呼ぼうよというのがこの案の4でございます。それから、案の5は理念的なことはつくらずに、住民参加制度だけ充実をさせまして、それらの総体を自治基本条例と呼ぼうよというのがこの案の5でございます。

いろいろなパターンがこのように今の上越市の実情からいきますとあるわけでございます、当然これからご議論いただく条例の目的、そういうものからどういう条例を目指していくかによりまして、制定の手順等も違ってくるわけでございます。この類型というものも、また私もちょっと模式図的につくりましたので、学術的な面からいくと怪しい部分もございますけれども、整理としては十分できているかなと思っておりますので、ごらんいただければと思います。

それから、資料3は前回お渡ししました上越市における取り組みというものが項目だけで出ており

ました。これを条例、憲章、宣言、要綱、指針、つまり文字になっているものを全部打ち出して、きょうと同じ込んでございます。これが資料の3でございます。目次もついてございますので、ごらんいただければと思うところでございます。

資料4でございます。これは、前回ご指摘ございました上越市のその取り組み例はお見せしたわけでございますが、本日は他町村分もあわせて一覧になっております。これがきょうのお配りのものでございます。ただし、ここご注意申し上げます。憲章です。安塚町さん等も憲章等々を定めていらっしゃるんですが、私どもこれ出典はそれぞれの例規集、いわゆる条例集から拾いましたので、条例集に載っていないものについては、申しわけございませんけども、本日整理の関係上、落としてあるということでございまして、これがまた必要であれば別途調査をしまして、まとめさせていただきます。

それから、資料5でございます。こちらは、前回村山委員の方からお話ございました大潟町さんで制定に向けて準備をされておられた自治体・大潟町憲章条例の案文をご厚意によりましてご提供いただきましたので、こちらをコピーをさせていただいたところでございます。

資料の1から5を説明させていただきましたけれども、これからの審議内容にかかわる資料としては、この資料1の自治基本条例・検討シート、これで委員長さんから審議を進めていただき、今回のこの委員会の話し合いの方向性をお定めいただければと思うところでございます。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 それでは、前回非常に準備不足ということがありまして、とりとめもない会で終わってしまったということでございます。

今回は、まず最初にこの委員会の限られた回数の中でどこまで方向性を出していくかという部分をまず最初に皆さんの方からお決めをいただいた中で、それに基づいてスケジュールを立てていこうというふうな形でこの資料1の資料の方を出させていただいたというようなことになっております。

4案ということでございますが、全般的に考えますと、この小委員会の中で自治基本条例そのものを細かいところまでつくるということは、現実的にも無理であるというふうに思いますし、またこの二十数名がつくっていいという性格のものでもないような気がしております。

時間も無いという中で、皆さんの方からこれからご意見をいただきたいというふうに思いますが、私としてはこの第2案の項目に関するところという部分までをこの小委員会の中でご議論していただくというのが現実的でもあるし、その項目の中で皆さんの思いというものをまたプラスできるという部分も考え合わせますと、第2案の項目までを大枠でお決めいただいて、会長の方に答申をするというふうな形でどうかなというふうに思っておりますが、その辺につきましてもまた皆さんの方からご意見をちょうだいして決めていきたいというふうに思っております。

それでは、その到達点といいますか、資料ナンバーの1に関することでご質問、ご意見を両方ちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

田村委員。

○田村恒夫委員 上越の田村ですが、今委員長さんの方で言われました方向で私は進むべきではないかなと。特に地方の時代と言われて、やっどこまで来たかなという感があるんですが、特にこの合併を契機にしながら、お互いによりよいやっぱり自治体づくり、団体自治を含めた住民自治、そういう地方から発信できるそういった場をこの中でしっかりお互いに論議する必要があるなというふうに思いますし、また法定協の方からも提起された1回目に事務局の方から提案ありました4点、これをしっかりと踏まえるとなれば今委員長さんが言われた内容までかなと。時間的なこともいろいろありますので、その辺ではないかなと思いますし、いろいろ論議を重ねることが特に我々に任せられた中身ではないかなというふうに思っております。

そういう面で、今委員長さんが言われたようにひとつ進めていただければいいんじゃないかなというふうに思いますし、また今まで特に吉川さんのように、それぞれつくられてきた苦労話も含めてお話を聞くということも必要ですし、また全体の中でそれを意思統一しながら進んでいくということと、またこれをつくるプロセス、過程というのが大事だと思うんです。確かに我々がここで論議

をすることも大事ですし、また一つの憲法ということになれば21万の市民がしっかりと受けとめる、そういった場も必要じゃないかなというふうに思いますので、そういう進め方でいいんじゃないかなと思います。

○山岸孝博委員長 ありがとうございます。

村山委員。

○村山尚祥委員 大湊の村山ですが、今ほどいただいた資料の案の2で委員長は進められる方向を示されました。

案の2と案の3の違いといいますか、どれだけ違うんかというのが少し私明確にわからない。といいますのは、項目というところが具体的にどうかということなんですけども、やっぱり中身を考えて項目をつくるということになれば見出し、その見出しもどこまでが見出しなのかということにもなるんですが、もう項目をつくる時には中身考えてつくるわけだから、見出し的なところまで入って、それこそ条文の細かい条文こそつくらないけども、それを見たらほぼこういうことがうたわれているんだなというところまでいけないものか。

私も1回目にも言いましたけども、この憲法とも言える条例、あえて言えばまた次のページで言えば類型1、それこそ案1のタイプを私個人的には目指したいんですが、それは今回の合併協議におけるまさしく今まで決めてきたまちづくりの方針とかそういうものがうたわれて、そしてその条例を見たら上越市が目指すまちづくり、まちの姿、また具体的なまちの姿、まちづくりのものが盛りられるということを希望するんで、合併協というこの法定協と並行して審議するわけですから、合併というものを身近にきちっと理解するために、繰り返しますけども、ここで報告された内容を見たら、条文こそなくても中身がわかるというところまでは踏み込めないかと、こう思うんですが、2と3の違いでもし詳しい説明があったらお願いしたいと思うんですけども。

○山岸孝博委員長 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○野澤朗事務局次長 それでは、前回お配りをしました、まず資料の2、自治基本条例の事例というところに、一番上に地域運営の原則からその他まで、から ございます。これが今の条例の構成で言っております項目でございます。この前もお話ししましたが、じゃ17でいいかということも当然議論をしていただくということになります。

じゃ、見出しとは何かというのは、資料の別冊でお配りしました例えばニセコ町の条例をごらんいただきたいわけでございますけども、ここに例えば第1章、目的というのが1ページございますけれども、お聞きよろしゅうございますか。そのところに目的、次に飛んで第2条のところに情報共有の原則、その下に括弧書きで情報への権利、括弧書きで説明責任、こういうことで括弧が条例の条文の前についております。これが見出し、柱書というものでございます。したがって、村山委員のおっしゃったそれを見たらわかるというのは、17項目でもわかるということになりますし、今のもちろんなこの見出しまでいけばより詳しくはなるというふうに、違いは今物理的にはそういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○山岸孝博委員長 村山委員。

○村山尚祥委員 説明のとおり私もそういうふうにイメージしたんで、私の希望としたら見出しまで踏み込んでいただきたいと、こう思います。

○山岸孝博委員長 今ご意見ございますが、その他ございませんでしょうか。

井部委員。

○井部辰男委員 頸城の井部です。前回も発言したように、私準備会からこの条例の制定については強く申し入れをしてきた一人でございますので、今提案がありますように、骨格までひとつこの小委員会の中でつくり上げる方向でお取り組みをいただいたらいかかなと、こんなふうに思っているところでございます。そういう面では、この第2案がそれに当たるんだらうというふうに思いますので、委員長の提案に賛成でありますし、今回この条例を制定をしていこうという意思確認ができたことは、

この合併問題が取り組まれている中では非常に評価できるだろうと、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○山岸孝博委員長 その他ございませんでしょうか。

平野委員。

○平野誠市委員 柿崎の平野でございます。今ほど上越市でしょうか、田村委員、あるいは井部委員の方から話がありましたとおり、私もやはりこの新しいまちづくりを決めるその骨格、そこまでの小委員会の中での議論、これが十分一つの合併協議と並行して協議する目的が一つ達成されるだろうというふうな考えの中から、案の2、やはりこういう新市建設計画の骨格にひとつ主眼を置きながらこの小委員会で議論し、一定の方向性を出せば目的の一つは達成できるのではないかというようなことから、あくまでも17年の1月1日以降はっきりした基本条例の制定がそこで1年かかろうと、1年半かかろうと、それはそれで新しい一つの都市が生まれた段階で制定していただくというようなことから、今の段階ではやはりしっかりした骨格をひとつ合併協議と並行した中での骨格をまとめ上げれば、一つの目的に達成するのではないかというふうな考えを持っております。

以上です。

○山岸孝博委員長 どうもありがとうございます。

村山委員のご意見以外は、大体その骨格までということですが、村山委員、一つご提案でございますが、17項目の中で村山委員が思いのあるところはより細かくその辺のことを説明をさせていただいて、この委員会にお話をいただいて、そのままなるべく細かいところを入れたような、括弧書きか何かでも入れたような形の中で会長の方に申し送りをさせていただくというような形でいかがでしょうか。

○村山尚祥委員 特にこだわるわけじゃないんです。今委員長の説明で結構だと思います。ただ、骨格をつくるには、さっきも言うようにその部分、中身をイメージしなけりゃつくらないわけですから、イメージした部分はやっぱりちゃんと載ると。それから、あえていえば骨格を、これだけ資料出ていますから、つくるのにじゃ時間どれだけかかるのかという思いもすれば、もし時間が余裕があれば踏み込んでもらいたいということで、どうしてもこうだとこだわるわけじゃない。せっかく出してもらったもんですからという意味です。

○山岸孝博委員長 それでは、じゃ今話をまとめさせていただきますと、第2案のその17、今現在出ているのは17項目でございます。追加も結構だと思いますし、一応最低でも目的、到達点はこまではある程度皆さんで議論をしていただこうと。時間がもし許すのであれば、若干その内容の方にも踏み込んでいってもいいんじゃないか、その話の過程でもそのような形をとってもいいんじゃないかと、そんなような中で今後のスケジュールの方を組まさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、そのような形で今後の審議の方を進めさせていただきますと思います。

それで、今後の審議に入る前に、その他ということで先進地視察ということが挙げられておりました、一番最初にもご説明をいただいておりますが、委員長という立場でこのようなご提案をしていいのかどうか分かりませんが、全体的にこの全員が集まって先進地へ行くということがこれからのスケジュールの中で可能かどうかということも、実は事務局の方とも少しお話をさせていただきました。

その先進地視察の意味というのは、自治基本条例を策定したそのときの思いだとか、その方法だとか、そのときの住民の方のかかわり方だとか、そういうものをお話をいただくということであればそういう方から来ていただいて、もしお話を聞くことが可能であれば二十数人が動くよりもより現実的ではないかというふうなご提案をぜひさせていただいて、これ実は早いうちにそういうことを設けるか設けないかというものを決めておかないと、相手もあることとございまして、一応そんなような先進地視察というふうなお話がありました、向こうの方から来ていただいて、一度この小委員会で前

半お話をさせていただくというような形をとって、一番最後の振り返りというふうな、そんなスケジュールがいかげんなものかなと思ひまして、ご提案をさせていただきたいと思ひます。その辺について、何かご意見、ご質問あればちょうだいしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

小池委員。

- 小池吉則委員 私は賛成です。これだけの人数でこれだけの作業をスムーズに進めるには、やはり水先案内、助言者が必要だというふうに私も考えますので、ぜひそうしていただきたい、このように思ひます。
- 山岸孝博委員長 志賀委員。
- 志賀賢一委員 安塚町の志賀でございますが、今委員長さんの方からお話ございましたが、全員で行くより先進地の方々から来ていただいて話を早目に聞くのが、いろいろなことを審議し、またつくっていくには重要なことだと思ひています。

それで、実は私ちょっと時間をいただいてお話をさせていただきたいんですけども、私どもの六夜山荘という宿泊施設がございます。それで、昨日北海道のニセコ町の企画調整課ですか、こういう自治基本条例を2年半にわたって研究し、苦勞してこられた方が、ちょうど私の集落なんです、泊まっていたんです、5人で。それで、私2時間半くらい、一杯飲みながらいろんな話を伺ったんですけども、ニセコ町の皆さん方は本当に苦勞して、2年半かかって今のこの条例、先般事務局の方から配っていただきましたよね。これも、だから早目にできたのです。12年の12月27日ということでこれ資料に書いてありますが、そしてやられたのですけれども、その内容、時間ちょっといいでしょうか。

それで、ニセコ町の町長は、平成6年ですから、今3期目なんですけれども、前町長が余り積極性がないとかいろんなことがあって、町の係長だったのですけれども、その人が職員をやめて、私が町長になるということで立候補されて、そしてだれも当選はすると思わなかったんですけども、216票差で現職に、2期目の人に勝って当選されて、そのときの公約が基本条例をつくって、だれが町長になるうとも、こういうものを早目につくって示しておけば、後どなたが町長になるうともやりやすいじゃないか、そういうことから、いろいろ細かな点を全部書き上げて、80項目くらい公約に出したんだそうです。それで、35歳で全国最年少の町長になったわけです。それで、今3期目なんですけれども、そんなことで非常にうまくいっているという話を伺ったのですけれども、こういうものをつくるに際して、住民参加ということでいろいろな方面から選んで審議されたということなんです、まずそれをつくるにあたって環境を重視したまちづくりというのを一つ挙げておられましたし、それから自分の発言と行動に最後まで責任を持つと、こういうことをこの二つを主題にこの基本条例をつくり上げたんだという話を私伺ってきたんですが、なかなかすばらしいことだなと思ひますし、また全国的にも早目にできたものですから、方々から視察に行かれたり、また問い合わせがあったり、随分まねするというわけじゃないんですけれども、ニセコ町のこの基本条例を参考に審議されているところが多いと、こういうような話も昨日の夜伺ったわけですが、そんなことで、できれば苦勞された方々から来ていただければ費用も安く上がると思ひますし、全員がぞろぞろ行くことなく、そういう方向でやっていただきたいと、こんなふうに思ひます。

以上でございますが、大変長くなって申しわけありません。

- 山岸孝博委員長 どうもありがとうございました。

それでは、一応そのような形で、なるべく早くというふうなご要望もございましたが、日程調整の方を早速進めさせていただければというふうに思ひます。

それでは、そこまで審議内容についてということで、今後の到達点というところとそのスケジュールですか、そのような形で進めさせていただきたいというふうに思ひます。

視察の状況については、また次回どのような形でどの方からということでご提示できるかなというふうに思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

1 協議 (2) 自治基本条例の制定の目的について

○山岸孝博委員長 それでは、続きまして、自治基本条例制定の目的についてということで審議に入らせていただきたいと思いますというふうに思っておりますが、先ほど少しお話をさせていただいたとおり、この中でマイクを通してということであるとなかなか自由な発言ができない、思いがなかなか伝えにくいというふうなそんなご意見も一番初回にいただいておりますので、グループ討議ということで自由に30分ほど同じ目的に関してグループに分かれていただいて、そのグループの中では議事録はなしで、グループの発表からまた議事録の方をとらせていただくということで、その発表についてまたご意見をいただくと。ご意見をいただいたものを次回要約を事務局でして、こんな形でいかがでしょうかというふうな、そんな形で進めさせていただければというふうに思いますが、そのグループ討議についてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸孝博委員長 それでは、グループということで、グループ協議の方のどのような方法でということで、グループ分け等を事務局の方から説明をしていただきます。

○野澤朗事務局次長 お時間もありますので、早速させていただきます。

自治基本条例のメンバーを、表があると思います。そこから、恐縮ですがけれども、きょう3班に分かれていただきたいと思いますので。田村委員1班、志賀委員2班、武藤委員3班、早川委員1班という形で1・2・3、1・2・3、1・2・3と上から振っていただきまして、名立の秦野委員まで2班まで行きましたら右へ上がっていただきまして、保坂委員3、北島委員1、大滝委員2、武田委員3、これまた、1・2・3、1・2・3、1・2・3と振っていただけますでしょうか。それで、1班が一番その右側の奥の方に座席をご用意しますので。

では、1班の方はそちらの方へお移り、一番右の奥に席をつくってございます。2班、このままその後ろ、真後ろにお移りください。3班、その左側に、隣の声が聞こえないぐらいの距離で離してありますので、大いにご議論をいただければと、1班、2班、3班でございます。なお、記録は職員がいたしますが、できれば議論のリードを1班、2班、3班それぞれ条例づくり等々にたけた議員さんがいらっしやと思います。できれば率先してリーダーとなって進行していただき、また発表まで務めていただければと。私の方から名前を読み上げるのは恐縮でございますので、それぞれご判断いただいて、リードしていただければと思うところでございます。

それでは、1班、そちらに、こちらから向かって右、2班がその一番真ん中、3班が左の隅、そのように上から、1・2・3、1・2・3でございます。おわかりにならない方はいらっしやいませんか、よろしゅうございますか。

お時間できるだけ長くとりたいものですから、最後まで発表が難しければ紙で出していただくという手もでございます。できるだけご議論いただければと思います。こちらでまた様子を見てお声がけをさせていただきますが、今から30分ではちょっと短いと思います。できれば40分近く、ぜひきょうはお話しいただきたいと思っております。

それでは、ご移動をお願いいたしまして、よろしく申し上げます。

午後3時50分 グループ協議開始

午後4時25分 グループ協議終了

午後4時25分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

委員長 上越青年会議所直前理事長

浦川原村議会総務文教常任委員長

大 島 村 議 会 議 員